

第197号
平成26年
2月10日

近畿税政連

税理士会の要望
実現のために
活動しています

発行所 近畿税理士政治連盟 / 発行人 大高友紀 / 編集人 後安宏彦
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



大阪市中央公会堂～一経済人の寄付～

撮影：堀 浩司（南支部）

■ 法律ができるまで ～その3～ 税制改正	P 2
■ 第2回川柳・書道コンテストのご案内	P 6

焦点

第186回通常国会が、1月24日召集された。政府は、平成25年度補正予算、平成26年度予算案等を提出し、国会で審議が進められる。また、税理士制度の見直しについては、税制改正大綱に納税環境整備の一環として記載され、平成26年度税制改正法案の一部として審議されることになる。

国会での審議は、まず衆議院の委員会から審議され、財務金融委員会、総務委員会に付託され審議・可決され衆議院本会議に送られ、審議・可決される。そして参議院に送られ同様にして審議・可決され、通常3月末日までに成立・公布される。

（第1回川柳コンテスト最優秀会長賞）

税政連 正しい活躍 税精錬

このようにして、法律ができるのであるが、審議の過程で修正されたり否決されたりすることもある。このため、税政連は、法案が成立・公布されるまで気を抜かず、与野党の関係国会議員等に情報収集と陳情につとめていく。

税理士法改正のプロジェクトチーム設置から5年以上の時間が経過した。日本税理士会連合会の機関紙「税理士界」第1312号にその経過報告が詳細に掲載されている。ぜひご覧いただきたい。

日税連及び各単位税理士会の執行部の努力に対して深く感謝を申し上げる。そして、日税政及び各単位税政連が大きな役割を果たしていることもご理解いただきたい。

法律ができるまで ～その3～ 税制改正

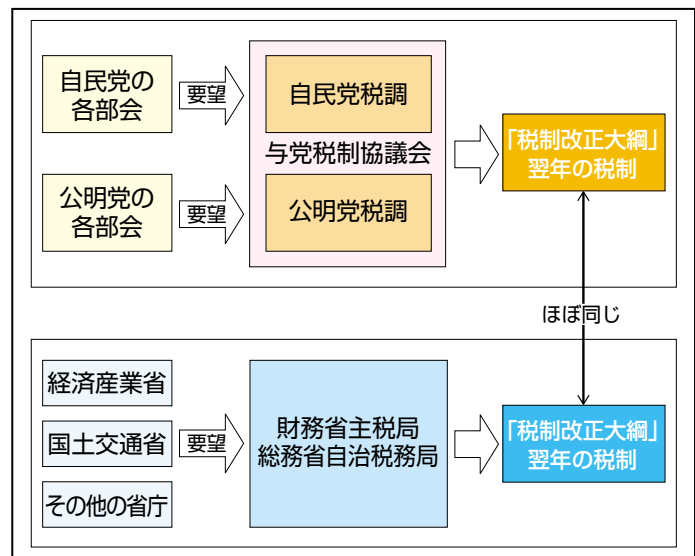
法律ができるまでを2回にわたって説明してきた。今回は税制改正に関する法律がどのようにして出来るのかを説明する。なお、機関紙第192号・195号に、前2回を掲載しているので参照していただきたい。(近税政ホームページ会員専用コーナーに機関紙バックナンバー掲載)

● 与党税制改正大綱とは

昨年12月に平成26年度与党税制改正大綱が公表された。税制改正大綱とは、翌年度の税制改正の与党原案である。その内容は、①基本的考え方②具体的内容③検討事項の3項目に分かれている。政権与党である自由民主党と公明党が税のあり方を、それぞれの党の部会とそれを取りまとめる税制調査会で議論を行い、協議の上、具体的な税制改正案をつくる。

● 財務省主税局等

各府省庁は、春ごろから税制改正に関するヒアリング等を行い準備をする。そして毎年8月末に各府省庁が財務省主税局等に対し、国民各層や各種団体の要望が反映された税制改正要望書を提出する。その後、主税局等は、府省庁との折衝などを行い、税制改正要望一覧を与党部会や税制調査会に提出する。なお、税制改正は予算編成と同時並行して行われる。この時期にあわせて、日本税理士会連合会は、税制改正要望等を記載した税制改正に関する建議書を理事会において決定し、原則7月に財務省、国税庁、総務省、中小企業庁などに提出している。



● 与党税制調査会・部会

与党部会や税制調査会は、財務省主税局等から提出された要望等と独自のものを議論していく。多数の税制改正要望から選択していくことは、利害関係の対立が起きやすい。このため、国会議員がその調整機能を果たしていくことになるが、1人の国会議員では範囲が広すぎるので、自民党税制調査会、公明党税制調査会が、部会等から受けた税制改正要望の中から、税制改正案を決めていくことになる。この要望は分厚い紙の束になるので、電話帳と呼ばれる。税制調査会ではこれに優先順位をつけ、○×審議を行い選択していく。また、「マル政」と言われる政策的に重要な事項があり、これらは別途集中審議される。このようにして税制改正大綱の原案を決めていく。

そして、それぞれ党の政務調査会・総務会の議を経たうえで与党政策責任者会議を経て、与党税制改正大綱が決定される。



焦点	1
法律ができるまで～その3～	2
後援会ニュース	4

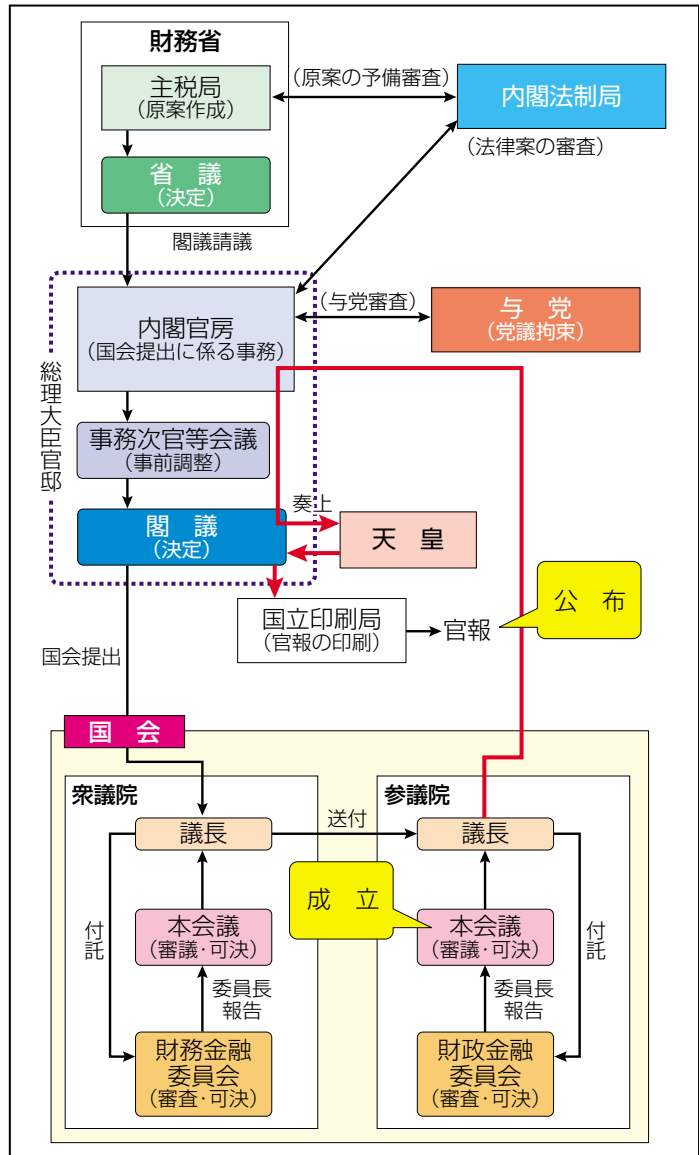
かんさいすずめ	5
銀河系	5
第2回川柳・書道コンテストのご案内	6

● 税制改正大綱の閣議決定

この与党税制改正大綱の税制改正法案が、そのまま国会に提出されるのではない。政府は税制改正大綱を閣議決定し、内閣が提出する法律案であることを決める。閣議決定する内容は、与党税制改正大綱とほぼ一致するが、具体的内容についてのみに絞られる。これらは、内閣法制局の審査が行われる。

● 税制改正法案の原案作成・内閣法制局審査

内閣が提出する法律案の原案の作成は、それを所轄する各省庁が行う。税制改正大綱の閣議決定に基づき、国税については財務省主税局、地方税については総務省自治税務局が、それぞれ法律案の原案を作成する。それを内閣法制局で予備審査をする。内閣法制局は、この原案が憲法や他の現行の法制との関係、立法内容の法的妥当性などについて、法律的・立法技術的に検討する。予備審査が終了すると、一定の手続きのうえ内閣官房に回付される。



● 国会への税制改正法案の提出

内閣官房に回付された法律案は、閣議決定され国会に提出される。

● 国会での審査・審議、委員会と本会議

国会の審議は、最初に提出された議院から始まる。通常衆議院から審議される。法律案を受け取った議長は、その内容にふさわしい委員会を選んで法律案の審査を担当させる(付託)。衆議院では、国税の改正案は財務金融委員会、地方税の改正案は総務委員会に付託される。委員会では国务大臣の法律案の説明から始まって審査に入り、質疑応答を繰り返し委員会で可決され、本会議に送られ審議がなされ最終的に可決される。そして、参議院に送られる。参議院の議長は、国税の改正案は財政金融委員会、地方税の改正案は総務委員会に付託する。委員会審議・可決・本会議への送付・本会議審議・本会議可決されると、税制改正法律案が成立する。(日本国憲法第59条)

なお、法律案は審議の過程で修正されることや、否決されることもある。

● 法律の公布

成立した法律は、天皇により公布され、官報に掲載され国民に知らされる。

後援会ニュース

泉ケンタ後援会総会

税理士による泉ケンタ後援会の第2回総会が昨年12月7日に京都ロイヤルホテル&スパにおいて開催された。



来賓として泉ケンタ衆議院議員、近税政本部より原綱宗総務会長、京都府支部連より奥村和義会長、伊良知弘敏幹事長が出席した。

久保美雄会員の司会で開会し、谷明憲会長が「昨年2月にこの後援会を設立してはや2年が経とうとしている。昨年末の衆議院総選挙での先生方のご支援にお礼を申し上げるとともに、泉議員が国会の場でますますご活躍いただけるように応援していきたいので、今後ともご協力をお願いしたい」とあいさつをした。

総会議事では、田中英文会員が議長に選出され、事業報告と会計報告は満場一致の挙手で可決承認された。

総会終了後、泉議員より国政報告がなされた。伏見・乙訓地区への確申期の視察の感想、特定秘密保護法案の問題点、税制改正の状況、税理士法改正(特に公認会計士の登録問題)、福島第一原発における汚染水問題への対策、中国による東シナ海防空識別区(ADIZ)の設定などについて詳しい最新の情報が提供された。

総会の最後に開催された懇親会では、若い泉議員らしく気さくに各テーブルを回り、会員と積極的な意見交換を行い、和やかな雰囲気の中かで参加者全員が有意義な時間を過ごし、盛会のうちに閉会した。(上京支部 矢田善久)

高市早苗後援会 新春の集い

日時 平成26年1月12日(日)

場所 奈良ロイヤルホテル

来賓 高市早苗 衆議院議員・自民党政調会長

大村恵美子 近税政副会長

井戸本恭次 近税政幹事長

後安宏彦 近税政副幹事長・広報委員長

山本眞市 近税政奈良県支部連会長

岩田守生 近税会奈良支部長



◆武野勝文 後援会会長 あいさつ

多数の会員に参加頂き感謝している。高市議員には自民党政調会長としてご活躍いただいている。今後ともご支援をお願いする。

◆井戸本恭次 近税政幹事長 あいさつ

活発な後援会活動に感謝する。与党税制改正大綱に税理士法改正が決定され新しい時代を踏み出した。3月末に税制改正の一括法案として成立の予定である。

◆高市早苗衆議院議員 講演会

安倍内閣の政策を、信念をもって推し進める年であると考えている。

成長戦略を成功させ、日本企業が活動しやすい国にするべく規制緩和を進めた。さらに「産業競争力強化法」を成立させ経済の活性化をはかった。今後は、大企業だけでなく、中小企業にも好景気が波及する政策を計画している。また、農業分野でも新たな改革を進めている、これからは将来の安心を得ることが出来る政策を出していき、安心・安全な生活を実感できるようにしたい。(奈良支部 黒田有紀)

8月11日を「山の日」に

国民の祝日「山の日」の制定を目指している超党派の国会議員連盟は、平成25年11月22日午前中に総会を国会内で開き、「山の日」の日付を「8月11日」とする祝日法改正案を、今年の通常国会に提出する方針を決めた（信州毎日新聞Web.2013/11/22）。8月11日はお盆休み前の時期であり、休日にして社会的な影響が少なく、学校が夏休みのため家族で揃って山に行き易い、という事情によるようである。

当初は「8月12日」としていたが、1985年の同日に、日航ジャンボ機が墜落した現場がある群馬県や経済団体等から異論が出て、再検討していたが、8月11日とすることで合意した。

「海の日」は、7月の第3月曜日と定められているのに、なぜ「山の日」はないのか？日本は小さな島国であり、国土の4分の3を山地が占めるといふ山国である。「海の日があり、山の日がある。」これが自然のカタチというものである。

古来、日本の山は修行の場であった。山頂には祠や神社を祀る山も多く、信仰の対象として崇められてきた。人々は森の恵み、山の恵みを楽しみながら山と共に暮らしてきたのである。

私は、休日にはよく山を歩く。山は空前の登山ブームであると言われ、多くのハイカーや登山者達で賑わっている。その一方で、山岳事故が増え、登山者が遭難したというニュースが頻りに報道されるようになった。やはり、山は危険なのである。しかし、山はハイキングに、トレイルランニングに、ロッククライミングに、登山に、そして冬はスキーにと、多くの人々を惹きつけて止まない。時は流れ、時代は変わっても、山は人々の心のよりどころなのである。

(住吉支部 仕田原恒雄)



近税政本部のうごき

○支部長・後援会会長連絡会議（1月27日）

第1部 後援会会長連絡会議

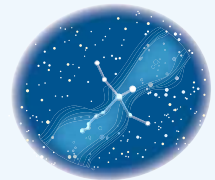
- 後援会活動のあり方について

第2部 支部長・後援会会長連絡会議

- 本部の活動報告について
- 組織及び活動の活性化について
- 会費収納率の向上策について
- 確定申告期税務相談会場の国会議員等による視察について
- 登録政治資金監査人について
- その他

表紙題字：「第1回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門 最優秀会長賞作品
(作=藤原洋子 福知山支部)

銀河系



表紙の題字が、今年の新年号から新しくなりました。

これは、昨年に行われました「第1回川柳・書道コンテスト」の最優秀会長賞作品が題字となっています。書道に関して何もわからない私にも、力強さと親しみやすさが伝わってきます。今の税政連活動の勢いのようにも思えます。この題字と共に、機関紙は、年8回発行されますので、会員の皆様の目に触れることも多くなり、内容も、よりタイムリーな情報が掲載されると思います。税政連の活動は、私達会員にとって時代に適合した、より良い税制の実現を目指しており、その成果を皆が享受していますので、会員には、もっともっと関心を持ってほしいと思います。

(西宮支部 森本幸子)

広報委員会からのお知らせ

第2回『川柳』・『書道』コンテスト

のご案内

平素は近畿税理士政治連盟へのご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて本年度も、近畿税政連の広報活動の一環としまして、会員の皆様に当連盟に慣れ親しんで頂くために、『第2回「川柳」「書道」コンテスト』を開催させて頂くことになりました。

下記の要領で募集いたしますので、どうぞお気軽にご応募ください。



- ①川柳コンテスト
- ②書道コンテスト／テーマ部門 題字「近畿税政連」
「焦点」
- ③書道コンテスト／自由部門 題字自由

応募作品…近畿税理士政治連盟を盛り上げるような作品をお待ちしております。

応募期間…平成26年4月1日(火)～6月20日(金)必着

応募資格…近畿税理士会員に限ります。

応募点数…各部門3点まで(ただし、入賞は各部門1人1点)

応募規定…■応募作品は制作から1年以内のものに限定します。

■過去に応募されたことのある作品は対象外とします。

■書道コンテストの作品サイズ

書道コンテスト テーマ部門

「近畿税政連」:半切・ハツ切(左から横書き)

「焦点」:半紙(左から横書き・縦書き)

書道コンテスト 自由部門

半紙・半切・ハツ切

応募方法…作品に次のものを記入した応募票(形式自由)を貼付して応募してください。

①応募部門、②支部名、③登録番号、④氏名、⑤制作年月日

⑥作品に対するコメントや説明(100字以内)

参加費用…無料

審査員…外部の審査員を予定しております。

表彰式…9月中旬。入賞者は機関紙に掲載いたします。

(各部門)最優秀会長賞・優秀賞・入選



〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階
近畿税理士政治連盟 広報委員会 行

■作品の著作権は近畿税理士政治連盟に帰属し、機関紙への掲載等広報活動に利用させていただきます。